

学校感染症(第2・3種・その他)の診断書及び証明書

岐阜県立岐阜城北高等学校

年 組 番 氏名

- 1 上記の者について、下記の病気(○印)と診断しました。
- 2 上記の者について、下記の理由により 月 日から 月 日まで (日間) 出席を停止をしたことを認めます。

第2種学校感染症

1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
3	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで
5	風疹	発疹が消失するまで
6	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
8	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
9	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種学校感染症

10	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
11	流行性角結膜炎	同上
12	急性出血性結膜炎	同上
13	コレラ	同上
14	細菌性赤痢	同上
15	腸チフス	同上
16	パラチフス	同上

(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)

17	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
18	手足口病	発熱、口内炎などの急性症状が消失して、全身症状が安定するまで
19	伝染性紅斑	発疹のみで全身症状が良ければ登校可能
20	その他の感染症	症状が改善し、全身症状が良くなるまで

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

《通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症》

アタマジラミ・水いぼ{伝染性軟疣(属)腫}・伝染性膿痂疹

平成 年 月 日

医師 印